プロジェクト　IFRS のエンドースメント手続
項目　第 28 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 28 回 IFRS のエンドーメントに関する作業部会（2016 年 9 月 2 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめている。当該意見を踏まえて作業部会に提出した資料を修正し、本日の委員会の審議資料（審議事項(2)-2 から審議事項(2)-4）としている。

2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IASB により発効される新規の又は改正された会計基準等を対象とした IFRS のエンドースメント手続

2014 年以後公表基準等のエンドースメント手続の進め方（審議事項(2)-2）

（今後の全体的な進め方）

第 28 回作業部会で聞かれた意見

2. エンドースメント手続の対象は、提案されるように発効日に基づくべきで、発効される事業年度の第 1 四半期から適用可能とすべきである。

3. 提案は主にエンドースメント手続の開始の仕方を問題としているが、終了するタイミングも重要であり、実務的な準備期間も踏まえて逆算的に計画すべきである。

4. IFRS 第 15 号等については、発効日を踏まえると記載されるほどの時間的な余裕はないため、個別対応を提案している理由について修文が必要である。また、優先順位、スケジュールについて工夫して追加すべきである。

5. エンドースメント手続は我が国の会計基準に係る基本的な考え方に照らして受け入れ可能か否かハイレベルな検討を行うものであるから、日本基準開発のための専門委員会における検討に先立って行う方向がよいと考える。

6. 修正国際基準における「削除又は修正」はハイレベルな検討に基づくものであるから、国際的な会計基準との整合性の観点で日本基準を開発する場合と異なり、慎重になり過ぎる必要はないと考える。

7. どのレベルのインプットが各専門委員会から得られればエンドースメント手続が

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

可能となるかを明確にすべきである。

8. IFRS 第 15 号、IFRS 第 9 号（2014 年）、IFRS 第 16 号について、状況により、合わせて公開草案を公表する可能性もあるため、個別対応を強調する必要はないのではないか。

（エンドースメント手続のあり方）

第 28 回作業部会で聞かれた意見

9. エンドースメント手続では、対象となる会計基準等の我が国の会計基準に係る基本的な考え方との相違について検討するだけでなく、IFRS 内の整合性（矛盾点）も検討対象とすべきと考える。

10. エンドースメント手続の結果、「削除又は修正」を行う場合は、日本基準に合わせる形とすべきと考える。

11. 収益認識の基準開発において挙がっている我が国の基本的な考え方との相違については、これまでのエンドースメント手続で「削除又は修正」を行った内容と比較すると、検討の候補とするほどの重要性はないと考える。

（その他）

第 28 回作業部会で聞かれた意見

12. 国際的な整合性を保つ日本基準の開発活動と修正国際基準の開発活動の関係を、関係者に分かりやすく伝える必要がある。

2016 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効される会計基準等（IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号及び IFRS 第 16 号等を除く）のエンドースメント手続（審議事項(2)-3 及び審議事項(2)-4）

（「許容可能な減価償却及び償却の方法の明確化」（IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の修正））

第 28 回作業部会で聞かれた意見

13. 収益額に基づく減価償却方法については、たとえば日本基準でも無形資産の一部（ソフトウェア）の減価償却方法に見られ、資料の記載と異なり、我が国においてもこれまで議論がされている内容である。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。